福井市手話言語条例（素案）

目次

前文
第１章　総則（第１条－第３条）
第２章　責務及び役割（第４条－第６条）
第３章　施策の推進（第７条－第１０条）
第４章　補則（第１１条）
附則

（前文）

手話は、音声言語である日本語と同様に、手話を必要とする人にとって大切なコミュニケーションのための手段であるとともに、独自の語彙や文法体系を有し、手や指、顔の表情や身体の動きなどにより視覚的に表現される言語です。手話を必要とする人にとって、手話は、物事を考え、他者と心を通わせ、社会参加を実現し、文化を創造するために必要な言語として、大切に育まれ、受け継がれてきました。

しかしながら、過去には、ろう教育においてその使用を禁止されるなど、差別されてきた歴史が長く、言語としての地位が認められてきませんでした。

そのような中、平成１８年１２月に国際連合総会で障害者の権利に関する条約が採択され、手話が言語であることが認められました。また、我が国においても、平成２３年８月に改正された障害者基本法により、手話が言語として位置付けられ、さらに、令和７年６月には、手話に関する施策の推進に関する法律が施行され、手話を学び、利用する機会の確保や手話文化の継承及び発展を図ることが国及び地方公共団体の責務として明記されるなど、手話に関する施策の推進がより一層図られることが期待されています。

本市は、手話が言語であるという認識に基づき、その普及と利用の促進、文化としての継承を図ることにより、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与するため、この条例を制定します。

第１章　総則

第１条（目的）

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語に関する施策についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、手話言語への理解の促進及び手話言語の普及を図り、もって手話言語を必要とする者の意思疎通を図る権利が尊重され、将来にわたり手話言語文化が尊重され継承される、共生社会の実現に寄与することを目的とする。

第２条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）手話言語　手話を必要とする者が、自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性を育み、知的かつ心豊かな生活を送るための文化的所産であるものをいう。

（２）手話言語を必要とする者　手話言語を意思疎通の手段として利用する者をいう。

第３条（基本理念）

手話言語を必要とする者が自立した日常生活を営み、地域における社会参加を図るとともに、全ての市民と相互に人格と個性を尊重し合いながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現に関する施策は、次に掲げる理念を基本として推進するものとする。

（１）手話が言語であることを認識し、手話言語への理解の促進及び手話言語の普及を図るとともに、手話言語によるコミュニケーションを行いやすい環境が確保されること。

（２）手話は独自の語彙及び文法体系を有する言語であり、その文化的価値とともに尊重され、継承されるものであること。

（３）手話言語を必要とする者が手話言語により意思疎通を図る権利は尊重されなければならないこと。

第２章　責務及び役割

第４条（市の責務）

市は、基本理念にのっとり、手話言語を普及し、及び手話言語を使用しやすい環境を整備することにより、手話言語を必要とする者が自立した日常生活を送り、かつ、地域社会に参加する機会が確保されるよう、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。

（１）手話言語及び手話言語を必要とする者に対する市民の理解を促進すること。

（２）市民が手話言語に触れ、学び、理解を深める機会を確保すること。

（３）市の施策及び事務事業における手話言語の利用を促進すること。

（４）手話言語文化の継承に資する取組に協力すること。

第５条（市民等の役割）

市民は、基本理念にのっとり、地域社会で共に暮らす一員として、手話言語を必要とする者とのコミュニケーションを通じ、誰もが暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、次に掲げる事項に留意し、市の施策に協力するよう努めるものとする。

（１）手話が言語であることへの理解を深め、これを尊重すること。

（２）手話言語を必要とする者に配慮すること。

（３）手話言語を通じた地域における交流に関心を持つこと。

２　手話言語を必要とする者は、手話言語の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話言語の普及に努めるものとする。

３　手話言語通訳者は、手話言語に関する技術の向上、基本理念に対する市民の理解の促進及び手話言語の普及に努めるものとする。

第６条（事業者の役割）

事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項に取り組み、市の施策に協力するよう努めるものとする。

（１）手話言語に対する理解を深めること。

（２）手話言語を必要とする者が利用しやすいサービスの提供に努めること。

（３）手話言語を必要とする者が働きやすい環境の整備に努めること。

第３章　施策の推進

第７条（手話言語の学習、普及及び理解の促進）

市は、手話言語を学ぶ機会の確保、手話言語の普及及び手話言語に対する理解の促進を図るため、次に掲げる施策を定め、総合的かつ計画的に実施するものとする。

（１）手話言語を学ぶ機会の確保及び手話言語通訳等を担う人材の養成に関する施策

（２）手話言語の普及及び手話言語に対する理解の促進に関する施策
（３）手話言語を必要とする者が意思疎通及び情報取得の手段として手話言語を選択し、利用しやすい環境の整備に関する施策

第８条（手話言語の利用環境の整備）
　市は、手話言語による情報を取得しやすい環境を整備するため、次に掲げる施策を定め、総合的かつ計画的に実施するものとする。
（１）行政サービス及び地域活動における手話言語の利用の促進に関する施策
（２）公共の場における手話言語への配慮に関する施策
（３）手話言語通訳者の派遣等の支援に関する施策
（４）手話言語を用いた情報発信に関する施策

第９条（手話言語文化の保存、継承及び発展）
　市は、手話言語を必要とする者が育み受け継いできた手話言語文化の保存、継承及び発展を図るため、次に掲げる施策を定め、実施するよう努めるものとする。
（１）手話言語に関する歴史及び文化への理解の促進に関する施策
（２）手話言語文化の保存、継承及び発展に向けた取組への協力に関する施策

第１０条（関係者との連携）
　市は、基本理念にのっとり、ろう者団体その他関係団体、教育機関等と連携し、市民の手話言語に対する理解の促進、手話言語の普及及び手話言語を利用しやすい環境の整備に努めるものとする。
２　市は、国、県及び他の地方公共団体との情報共有及び連携を通じて、手話言語に関する施策の推進に努めるものとする。

第４章　補則

第１１条（委任）
　この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附則
　この条例は、令和９年４月１日から施行する。